

## 平成31年度札幌市中央卸売市場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度札幌市中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## (1) 市 場 取 扱 量

ア 水 産 物 81,949 トン

イ 青 果 物 267,279 トン

## (2) 主要な建設改良事業

ア 場 内 設 備 機 器 類 更 新

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款 市場事業収益</b>		<b>2,213,000千円</b>
第1項 営業収益		1,590,000千円
第2項 営業外収益		623,000千円
支 出		
<b>第1款 市場事業費用</b>		<b>2,404,000千円</b>
第1項 営業費用		2,165,000千円
第2項 営業外費用		234,000千円
第3項 予備費		5,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>		<b>191,000千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 734,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
<b>第1款 資本的収入</b>		<b>1,102,000千円</b>
第1項 企 業 債		380,000千円
第2項 出 資 金		722,000千円
支 出		
<b>第1款 資本的支出</b>		<b>1,836,000千円</b>
第1項 建 設 改 良 費		387,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,444,000千円
第3項 予 備 費		5,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>		<b>734,000千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 等 清 掃	平成32年度	28,000千円
市 場 施 設 管 理 業 務	平成32年度	41,000千円
廃 棄 物 搬 出 業 務	平成32年度	56,000千円
設 備 機 器 等 保 守 管 理 業 務	平成32年度	54,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業費	380,000千円	証券発行又は普通 貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期 間を含め40年以内に、 元利均等その他の方 法により償還する。 ただし、財政上の都 合等により定額以上 を償還し、又は本期 間中に未償還額の範 囲内において借り換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	199,678千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 中央卸売市場事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、326,190千円である。

平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広